

# 行政常任委員会報告

平成 27 年 1 月 29 日  
午前 10 時 30 分開議  
5 階 委員会室

---

## ◎日程

### 1 消防本部

- (1) 叙勲の伝達について
- (2) 平成 26 年中における火災発生状況について
- (3) 出初式について
- (4) その他

### 2 教育委員会

- (1) インフルエンザによる臨時休業について
- (2) 子ども・子育て支援制度における幼稚園の利用者負担（保育料）について
- (3) ユーパロ幼稚園の園児募集について
- (4) 平成 27 年夕張市成人祭について
- (5) 地域おこし協力隊の採用について
- (6) S L 館の屋根の雪下ろしについて
- (7) その他

### 3 建設課

- (1) 新宮前団地の整備計画について
- (2) 作業車両の事故報告について
- (3) 降雪状況について
- (4) 平成 27・28 年度の工事競争入札参加申請受付について
- (5) その他

### 4 保健福祉課

- (1) 夕張市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について
- (2) 介護保険法の一部改正に伴う条例の制定について
- (3) その他

### 5 産業課

- (1) 「夕張温泉・夕鹿の湯」の改修工事について
- (2) その他

### 6 まちづくり企画室

- (1) 平成 26 年度「幸福の黄色いハンカチ基金」第 3 四半期の実績について

て

(2) 平成 27 年度「幸福の黄色いハンカチ基金助成事業」上期の募集について

(3) 第 30 回地域再生計画の策定について

(4) その他

7 財務課

(1) 平成 26 年度特別交付税について

(2) 平成 27 年確定申告相談について

(3) その他

8 総務課（選挙管理委員会）

(1) 第 47 回衆議院議員総選挙について

(2) その他

---

◎出席委員（7名）

大 山 修 二 君

島 田 達 彦 君

小 林 尚 文 君

高 間 澄 子 君

熊 谷 桂 子 君

厚 谷 司 君

角 田 浩 晃 君

---

◎欠席委員（1名）

藤 倉 肇 君

---

【消防本部】

1. 叙勲の伝達について

2. 平成 26 年中における火災発生状況について

3. 出初式について

4. その他

(大山委員長)

それでは、消防本部より報告を受けてまいります。

次長。

(石黒消防次長)

消防本部から、3 件について報告いたします。

まず初めに、叙勲の伝達について報告いたします。

資料 1 をごらんください。

元消防署長吉野幸雄さんが、第 23 回危険業務従事者叙勲瑞宝単光章を受賞されました。この叙勲の伝達について、吉野さんの都合により、平成 26 年 12 月 15 日月曜日に吉野さんの自宅において伝達しております。

この件についての報告は、以上です。

続きまして、平成 26 年中における火災発生状況についてご報告いたします。

資料 2 をごらんください。

平成 26 年の火災件数は 6 件で、建物火災が 5 件、車両火災が 1 件です。建物火災の内訳は、全焼 2 件、部分焼 2 件、ぼや 1 件で、罹災世帯は 1 世帯 1 名となっております。

この件についての報告は、以上です。

続きまして、出初め式について報告いたします。

資料 3 をごらんください。

平成 27 年 1 月 11 日、日曜日に消防出初め式を挙行いたしました。

参加団員数は、団本部、市内 9 分団、合わせて 130 名です。

実施内容は、9 時 30 分から清水沢駅前通り駅前公園で分列行進と観閲を行い、10 時 10 分から夕張市研修センターにおいて表彰伝達式が行われ、北海道知事表彰 15 名、夕張市長表彰 28 名、北海道消防協会長表彰 16 名、夕張市消防団長表彰 3 名、述べ 62 名の消防団員が表彰されております。

消防本部からの報告は、以上です。

(大山委員長)

その他はございませんか。

(石黒消防次長)

ありません。

[報告に対する質疑]

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで消防本部を終わります。

## 【教育委員会】

1. インフルエンザによる臨時休業について
2. 子ども・子育て支援制度における幼稚園の利用者負担（保育料）について

3. ユーパロ幼稚園の園児募集について
4. 平成 27 年夕張市成人祭について
5. 地域おこし協力隊の採用について
6. S L 館の屋根の雪下しについて
7. その他

(大山委員長)

それでは、次に、教育委員会より報告を受けてまいります。

(教育長)

記載の報告事項につきまして、教育課長よりご報告申し上げます。

(教育課長)

それでは、教育委員会の報告をさせていただきます。

まず 1 点目、インフルエンザによる臨時休業について報告をさせていただきます。

資料 1 をごらんください。

昨年末、12 月 19 日、ゆうばり小学校において 1 年 2 組の児童 18 名のうち 3 名が風邪の症状で欠席し、その 3 名全員がインフルエンザと診断されたところでもあります。そのほかにも、風邪の症状がある児童がいたことから、学校医とも協議し、夕張市立学校管理規則第 36 条の規定に基づき、12 月 19 日金曜日から 12 月 22 日月曜日の 4 日間、臨時休業としたところでもあります。

また、12 月 22 日、ゆうばり小学校 3 年 1 組の児童 34 名のうち 10 名が風邪の症状で欠席し、そのうち 4 名がインフルエンザと診断されましたので、同様に 12 月 22 日から 12 月 24 日までの 3 日間、臨時休業としたところでもあります。

12 月 24 日が 2 学期の終業式で、3 学期は 1 月 19 日から始まっておりますが、現在インフルエンザについて罹患の報告はございません。

なお、現在も、うがい、手洗いの励行など予防の徹底について引き続き指導を行っているところであります。

次に、2 の子ども・子育て支援制度における幼稚園の利用者負担（保育料）についてであります。

資料 2 をごらんください。

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量の拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的として「子ども・子育て支援法」が平成 24 年に制定されました。これにより、公立幼稚園においては同法の施行日である平成 27 年 4 月 1 日より、同法に基づく幼稚園運営をすることが義務づけられたところでもあります。

運営に係る財政措置についてであります。公立幼稚園については現行どおりということになっております。

新制度で変更になるものについてであります。まず、利用の方法についてであります。

教育・保育施設を利用する子どもについては3つの認定区分が設けられ、施設を利用するためには、市に認定申請を行い、利用する施設に応じた認定を受けることが必要となります。

幼稚園を希望する場合については1号認定となり、次の図のとおり、現行は幼稚園に申し込みを行い審査、選考の上、入園の許可ということですが、新制度につきましては幼稚園に入園を申し込んだ後、審査、選考の上、入園の内定、その後、幼稚園を通じ利用の認定を申請、市から認定書が交付され利用契約の締結というような新改正となります。

次に、利用者負担についてであります。

まず、入園料の廃止についてであります。教育に要する費用の対価は所得段階に応じて市町村が定める利用者負担額を毎月徴収することにより賄うことが基本となるので、入園時での徴収はせず、月々の保育料に含めることとなります。(現行)1万円が(新制度)廃止とありますが、ここについてはあくまでもユウパロ幼稚園についてのものであります。

保育料の決定方法につきましては、世帯の所得等の状況等を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園の推進をもとに国で定める上限額の範囲内でそれぞれの市町村が定めることとなります。

国の基準では、市町村民税所得割額に基づいた階層区分であることから、本市においてもこの考え方にに基づき保育料の設定を行おうと考えております。

別紙を見ていただきたいと思います。次のページの新制度における国基準と夕張市での保育料(案)をごらんください。

先ほども申したとおり、子ども・子育て支援新制度における利用者負担は、現行の保育料の水準をもとに国が定める水準を限度として市町村が定めることとなります。

利用者負担については、世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して定めることとなります。

表の左側であります。新制度における国基準であります。国の示す利用者負担のイメージは、国が定める水準であり、現行の私立施設の保育料設定を基礎としております。設定に当たっては、現在、一律の保育料を世帯の所得の状況から差し引く事業である就園奨励費補助事業を考慮し、所得階層により5つに区分されております。この区分につきましては、市町村民税所得割額をもとにしているところであります。

次に、表の右川であります、これが夕張市の案であります。設定に当たっての考え方といたしましては、国基準では1つの階層差が大きく、保健保育料の差として出てくることから、保育料の差をできるだけ小さくするために1つの階層の差をおおむね1,000円程度の差となるように、第3階層、第4階層、③、④については5段階に細分化をしております。

なお、ここまでの説明については、新制度において夕張市としての幼稚園の基準ということでありましたが、次に、ユーパロ幼稚園の保育料の設定についてであります、公立の幼稚園につきましては現行の徴収額、公立施設の役割、意義、          のバランス、激変緩和の必要性等を考慮の上、最終的に市町村が判断すべきものとされております。

ユーパロ幼稚園の保育料は、道内の公立幼稚園の中でも非常に高額となっていることや、新制度に移行しても保育の状況に変更が生じるものではなく、また、幼児教育を提供する市内唯一の幼稚園の保育料を上げることで入園をためらう園児がないように、ユーパロ幼稚園の保育料については夕張市の保育料を基本としながらも、表でいいますと第3階層区分、③のE以上に該当する世帯につきましては、現行の1万3,600円としたいと考えております。

なお、補足になりますけれども、1月21日、北海道から平成27年政府予算案が通知され、その中で低所得者世帯が          として第2階層の利用者負担額の国の基準が9,100円となっておりますが、これが3,000円に引き下げられております。これに伴い、夕張市（案）についても再度利用者負担額の検討が必要となることから、一部変更が生じることとなる可能性がありますので、ご確認を願いたいと思います。

加えまして、夕張市の幼稚園に係る条例の制定及びユーパロ幼稚園の条例改正が必要になることから、第1回定例市議会への提案を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、3番、ユーパロ幼稚園の園児募集についてであります、資料3をごらんいただきたいと思ひます。

例年、広報ゆうばり12月号に掲載をして園児を募集していたところありますが、ことしにつきましては子ども教育関連3法が平成24年8月に新制度が          本格施行に向け動き出したところであり、ユーパロ幼稚園につきましてもこれらにかかわって今後の方向性や幼稚園保育料等について検討中であつたことから市民周知を行っていなかったところではありますが、ある程度方向性が見えてきたということから、資料3のとおり広報ゆうばり1月号に園児募集案内を掲載し、園児を募集しているものであります。

受付期間、申し込み方法等については記載のとおりとなっております。

次に、4の平成27年夕張市成人祭について報告をさせていただきます。資

料4をごらんください。

1月11日、日曜日、夕張成人祭実行委員会の主催により、清水沢地区公民館にて式典及び記念行事が行われたところでありますが、式典の概要につきましては4の式典概要に記載のとおりであり、簡素ながらも温かみのある式典となったところであります。

記念行事につきましては5に記載のとおり、ふれあい広場ではカラーセラピーコーナーを設け、札幌市在住のセラピストであります白木孝義氏のご協力により開催したほか、記念写真撮影セットを用意いたしまして随時自分たちのカメラ等で写真撮影を利用いただいたところであります。

ふれあいパーティーでは、お楽しみ抽せん会が行われ、市内[ ]からいただいた[ ]等の抽せんなど盛大に実施されたところであります。

なお、参加者につきましては7に記載のとおり、男性が28名、女性24名、計52名が出席し、出席率については88.1%となったものであり、高い出席率となったものであります。

次のページにつきましては、平成17年から27年までの成人祭該当者及び参加者集計一覧となっておりますので、参考にしてごらんいただければと思います。

成人祭については、以上であります。

次に、5の地域おこし協力隊の採用についてであります。口頭でご報告をさせていただきます。

本市の再生及び活性化を図るための取り組みとして、石炭博物館を担当する地域おこし協力隊の公募を平成26年12月22日から平成27年1月9日まで行ったところ、2名の応募があり、うち1名が応募資格を満たす方でありました。この1名につきましては、経歴、知識、人物等、地域おこし協力隊員にふさわしいと判断したことから、2月1日付で採用するというにしましたものであります。

石炭博物館につきましては、現在の指定管理期間終了以降を見据え、さまざまな検討を行っているところでありますが、地域おこし協力隊員には各団体との連絡調整役ほか展示の更新や事業の企画にも参加していただく予定となっております。

次に、6番目、SL館の屋根の雪おろしについてであります。1月18日、日曜日、石炭の歴史村公園内にある現在休止中のSL館の屋根の雪おろしを行いました。

SL館の屋根は、トタン部分と繊維強化プラスチックの、いわゆるFRPと呼ばれるSLをかたどった部分になりますけれども、FRPの部分は老朽化により傷みが激しいことから、転落の危険性等を考慮して前回からトタン

部分の雪おろし作業のみを行っているところであります。

また、実施に当たっては、三菱大夕張鉄道保存会会員の協力と道外企画のSL館雪おろしバスツアーでの参加者並びに市職員の約30名により行ったものであります。

なお、当日は天候にも恵まれ、作業も順調に終了し、バスツアーでの参加者については夕鹿の湯を利用した後、帰路についており、何事もなく終了したところであります。

7番、その他についてはありません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(小林委員)

確認でちょっと聞きたいのですけれども、子ども・子育て支援の関係で、保育料の関係で、これは父母含めて子育て会議等でも説明されていると思うのですけれども、この部分でのご意見等があったのかどうかという部分と、それから、もう1つは、幼稚園の募集なのですけれども、今現在、ユーパロ幼稚園を含めてで結構ですけれども、就学前の来年度小学校に入られる方の部分で、そういう保育機関、それから幼稚園等に行かれていない方がどのくらいおられるのかという部分、もしわかっていればその2点、ちょっと今確認でお伺いしたいと思います。

(教育課長)

小林委員の質問にお答えいたしますが、保育料について子ども・子育て会議の中でも説明をさせていただいています。その中では、意見についてはありませんでした。

それから、幼稚園の就学前の関係ですが、済みません、ちょっと情報を持っておりませんので申しわけございません。後ほどご報告させていただきます。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(高間委員)

一つお願いというか、去年か前回にもちょっとお願いしたのですけれども、消防の出初めと成人式が一緒の日というのが、やっぱりことしも地域では話が出たのですけれども、消防分団も地域においてはこれから地区防災計画だとかいろいろな意味でこれから分団と町内と、また地域と話す機会というのが必要になってきているのですよね。それで、消防の出初めが終わって、そして地域で地区の分団も同じようにするのですよね。そのときに、町内会長

さんがいないというのは、やっぱり話が進まないというか、中心者がいないということは、本当はそこでいろいろな課題なんかを皆さんとせっかくの機会だから、いろいろなことを話して、この地域の防災に関しての、例えば問題点は何なんだろうねという話も出るのだけれども、そこにまとめ役が欠場していると話がなかなかそれで途切れてしまうということがあるので、それで皆さんの要望としても、やはりこういうときには町内会長さんを置いてほしいという要望もありました、消防団のほうからも。そんなことで、日にちをかえたり、なかなか大変だとは思いますが、何とかちょっと考えていただけたらいいかなというふうに思うのです。

それで、消防団の方も、やはり子どもさんが成人式だとかといったら途中で抜けていくのですよね。写真を撮らなければいけないとか、いろいろな都合で。やっぱりそういうことで、大事な消防団、分団の出初め、そういうのを開いているときなので、私たちとしてはそれをいい機会にして、進められることは進めていきたいなというふうに思うので、そこら辺もう一度、これは教育委員会だけではなくて消防のほうもあると思うので、ぜひ検討していただけたらなというふうに、要望です、お願いいたします。

(叶野理事)

確かに昨年度も日程の調整についてということで同じような意見が合ったと思います。日程的に困難であれば、例えば時間帯を調整できるとかということもあるかもしれませんが、そこは来年度でもちょっと調整をできればしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

#### 【建設課】

1. 新宮前団地の整備計画について
2. 作業車両の事故報告について
3. 降雪状況について
4. 平成 27・28 年度の工事競争入札参加申請受付について
5. その他

(大山委員長)

それでは、次に建設課より報告を受けてまいります。

(建設課長)

建設課のほうから報告案件 4 件、その他でダム事業と道道夕張長沼線の交通開放について 2 件、口頭で報告させていただきます。

説明については担当の主幹、課長のほうからいたします。よろしくお願いいたします。

(鳥井主幹)

1 番目の新宮前団地の整備計画について説明させていただきます。

資料 1 をごらんいただきたいと思います。

まず、建てかえ前の旧団地の概要から説明させていただきます。

1 ページめくって別紙 1 をごらんいただきたいと思います。

宮前町団地は、昭和 36 年から昭和 49 年に建設された賃貸住宅となっています。

別紙 1 の真ん中辺に本間ストアーさんがありますけれども、この西側を今年度、1 期、2 期の建設予定地としまして 7 棟 16 戸を除却しております。この部分を含めまして、濃いグレーの部分ですけれども、これが 44 棟 164 戸ありますが、これを建てかえ事業区域としております。この区域にお住まいの方で希望された方は新しい住宅に入ってくださいということになります。

現在の入居者は 164 戸のところ 75 戸となっております。

この濃いグレーの部分の道路を挟んで下の、ちょっと見にくいですがけれども薄いグレーの部分、これを住みかえ誘導区域として別団地棟への住みかえを誘導していく区域としております。30 棟 120 戸で、現在の入居者は 70 戸となっております。この区域の方々には、建てかえ事業から外れている旨の説明をした上で、12 月に建物が完成しました道営住宅の南清水沢実団地への住みかえの意向調査を実施しまして、現在のところ 29 名の方々から住みかえの希望があって、4 月 1 日に入居する予定となっております。

残りの方々につきましては、別団地への誘導及び今後北海道との協議を進めまして、道営住宅の建設などで対応していきたいと考えております。

経過報告としましては、入居されているの方々については平成 25 年 8 月 5 日から 19 日まで、この期間に建てかえ事業区域全世帯を対象に再編に関する意向調査を実施しております。今年度の 5 月 15 日には、建てかえ事業区域全世帯を対象に第 1 回目の事業説明会を行いまして、12 月 11 日に 1 期と 2 期に入居される予定者の方を対象に第 2 回目の事業説明を行っています。

25 年に、事業の基礎調査を委託しておりまして意向調査を実施したのですがけれども、結果として 63 戸の方が新しい住宅に希望するという結果となっております。今年度、基本設計、実施設計を委託しまして、12 月 19 日に完成したところでございます。あと、1 期、2 期の建設予定地の 7 棟 16 戸を今年度

除却しております。

次に、整備計画を説明させていただきます。

名称は新宮前団地としまして、事業手法は小規模住宅地等改良事業による改良住宅とします。この事業は、定められた区域の老朽化住宅の入居者の方々を新しい住宅へ誘導するもので、従前住宅からの移転希望に相当する戸数を整備することになります。ですから、希望のあった戸数を整備することができるという事業でございます。

別紙 2 を見ていただきたいのですが、別紙 2 の計画図を見ていただきたいのですが、構造規模は木造平家建てとしております。1 期工事は建設予定地の西側に平成 27 年 3 月から 8 月の予定で 3 棟 15 戸を建設いたします。2 期につきましては、その東側に平成 28 年 3 月から 8 月の予定で 3 棟 15 戸を建設の予定です。平成 25 年度の意向調査のときに、実際に建った住宅を見てからその判断をしたいという意見がございましたので、1 期工事完成後にまだ移転していない方を対象として住宅の内覧会を行う予定でございます。その後、再度意向調査をして、下のほうの 3 期以降の建設戸数を確定する予定でおります。

平成 25 年度に実施した調査では、住みかえを希望された方が 63 名でしたので、現在のこの建設計画では平成 26 年から 31 年の間に 12 棟 63 戸の建設の予定となっております。

それと、住宅とあわせまして住環境整備のために道路の整備を行う予定でおります。別紙 3 を見ていただきたいのですが、これもちょっと見づらいなのですが、ちょっと黒くなった十字の部分、ここにつきましては平成 27 年度、それと本間ストアーさんの南側の道路、これについては平成 30 年に整備したいと考えております。

次に、移転対象住宅ですけれども、改良住宅は従前入居者の家族数に合った住宅を供給すると、家族数に合った住宅の型別を供給するという原則としておりますので、1 人で住まわれている型は 1LDK、2 人の方は 2LDK、3 人以上の方は 3LDK を基本として誘導していきます。住宅番号ごとに誘導していきますと、型別がばらついて建物の大きさが変わるといような、設計上非効率な部分が想定されますので、1 期、2 期の建設については次の 3 期の建設予定地となる宮コ 43 から 53 の入居者の方々に適合する型別を設計して誘導を進めていきたいと考えています。

別紙 4 をごらんいただきたいのですが、これが 1 期の移転対象の図になっております。矢印がついたの方々に移転をしていただきまして、移転完了後に 3 期の建設予定であります宮コの 49 から 51 まで、これを除却しようと考えております。2 期についても同様に進めていきたいと思っております。

この中で、矢印の下に 1 とか 2 とかが書かれていると思いますが、これが 1 L 対象、2 L 対象ですということを示しております。3 以降については、再度の意向調査により戸数、配置が再度検討し、確定した後に移転誘導計画の説明会を実施したいと考えています。

新宮前団地の整備計画の説明は以上になります。

(都市計画土木担当課長)

続きまして、(2)の作業車両の事故報告について、資料 2 にご説明申し上げます。

発生日時につきましては、平成 26 年 12 月 7 日、日曜日午後 5 時 3 分ころになります。

発生場所につきましては、夕張市日吉、黄色いハンカチ広場に続く近くの道路になります。

事故原因及び状況につきましては、積雪及び路面凍結により、本市所有の砂散布車が市道から沢に約 5 メーター下に転落し、既に沢へ転落していた被害者所有の車両に接触し、停車したところでございます。被害者所有車両の運転席側前面に損傷を与えました。

この事故による人的被害はございませんでした。

時系列的には、16 時により被害者車両が一般車両と沢に転落したという事故を踏まえ、16 時 16 分に夕張警察署へ坂道への砂散布の要請を受けております。17 時に砂散布車が現地到着し、砂を散布しながら坂道を上っていましたが、部分的に凍結がひどく散布車が停止したがスリップして沢へ転落した状況です。17 時 36 分に夕張警察署に事故確認要請を行っております。同時期に、その現場につきましては、凍結部分については作業員による散布を行い、解消を行っております。

今後の対応としましては、被害を与えてしまった車両については、業務の使用状況を確認しながら後日修理することとしているため、まだ賠償額が未確定でございます。この賠償額が決定することによる示談成立後、全国市有物件災害共済会自動車損害共済を適用し、保険会社から被害者へ支払うことで現在協議中でございます。

続きまして、3 番目の降雪状況について報告させていただきます。資料 3 になります。

平成 27 年 1 月 27 日現在の取りまとめた状況でございます。清水沢観測の降雪量は 531 センチ、昨年同時期 528 センチ、プラス 3 センチの状況でございます。

右側の積雪深さにつきましては、本町観測で 127 センチ、清水沢観測で 75 センチとなっております。下にある括弧書きにつきましては、平成 24 年から

昨年 26 年までの同時期の本町と清水沢での積雪深さの観測値を記載してございます。

続きまして、2)の除雪出動回数につきましては、昨年と比較して現在 71 件、昨年 67 件ということで 4 件多くなっている状況でございます。

続きまして、2 ページにつきましては、平成 13 年度より各月ごとの降雪量及び除雪出動回数を取りまとめたものと降雪状況をグラフ化したものを掲載しております。今後、2 月以降の気象予報についても、冬型の気圧配置が強まる時期が予想されるということから、降雪状況に注意しながら除雪業務に当たりたいと思っております。

続きまして、3 ページになります。3 ページにつきましては、平成 27 年 1 月 26 日現在の市内 17 カ所の積雪深さの一覧表でございます。1 番目にあります夕張市の一番北にある石炭の歴史村公園北駐車場で 122 センチ、南にある滝の上公園駐車場で 58 センチと南北では 2.1 倍の差になっている状況でございます。市内の積雪状況を見ますと、鹿の谷地区、本町地区にかけてちょっと積雪が深くなっている状況でございます。

4 ページには、今現在の一覧表の箇所の位置を落としたものでございますので、ご参照いただければと思います。

以上です。

(近野主幹)

資料 4 をごらんください。

平成 27・28 年度に市が行う建設工事等の入札参加申請受け付けを 2 月 2 日から 3 月 2 日までの 1 カ月間、市役所 3 階において行います。既に市広報に掲載、市のホームページにおいて周知を図っているところです。

以上です。

(大山委員長)

その他ございませんか。

(都市計画土木担当課長)

その他でございますけれども、シューパロダム関係でご報告申し上げます。

昨日の 1 月 28 日午前 [REDACTED]、試験湛水収量推移 264.5 メーターに達し、その後、巡視、点検、計測においても特に以上が認められなかったことから、試験湛水終了ということで連絡を受けております。このことを踏まえ、3 月 7 日土曜日、シューパロダムの竣工式を文化スポーツセンターで、祝賀会をホテルシューパロで開催する予定ということで取り進めている状況でございます。

委員各位に今後、案内状の送付がありますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして2点目、道道夕張長沼線第2志幌橋のかけかえ工事のため通行どめ期間を延長し、市民の方に大変ご迷惑をおかけしておりましたが、あす1月30日金曜日10時に開通する予定であるということで報告を受けておりますので、ご報告申し上げます。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(厚谷委員)

新宮前団地の整備計画の関係で若干お尋ねしたいと思います。

これまでも移転誘導による住宅の整備は、既にもう南清水沢を含めて行われているところなのですが、この宮前の場合、例えば意向調査、あるいは事業説明会の中で一定程度入居者の方もこの政策的な部分では理解していただいていると思うのですが、中には特徴的な意見というの何かあるのかなど。もし、そういったものがあれば、概要といたしましてご紹介いただきたいと思うのですが。ちょっと抽象的な言い方ではありますが、例えば移転したくないとか、移転するに当たってはこういう条件が必要ではないかというような意見が、そんなようなことが特になければいい結構ですし、あればお願いしたいと思います。

(建設課長)

説明会に私も出席していますが、特に移転したくないという強い意見はなかったです。できれば、この地区は非常に利便性が高いので、そこに住み続けたいと、そういう意見はございましたけれども、特にここにずっと住み続けたい、住み続けられるようにという、そういう要望はなかったと思います。

(熊谷委員)

今の質問に関連してなのですが、宮前の住みかえ誘導区域という部分の住宅ですが、ここは住みかえに耐え得る、そういう状況の住宅だということですか。

(建設課長)

住みかえ誘導地域の部分にお住まいの方については、基本的に今後そこを除却していくという考え方なので、ちょっとその辺、誤解があるのかなと思います。

(熊谷委員)

わかりました。

先日、宮前に住んでいる方で、具体的にどこに住んでいらっしゃるかまでは聞かなかったのですけれども、トイレの床が抜けたと。それで、市のほうに相談したら、いろいろ話があつて、結局は修理をするということになったというふうに伺ったのですけれども、この1期、2期、3期、6期までありますけれども、まだ宮前町にそういう建てかえ、もしくは相当な処理が必要な住宅があるということでしょうか。

(建設課長)

どの方が、そういうことで相談あつたのかちょっとわからないのですけれども、建てかえ、もしくは用途廃止という話でいけば、今後、住宅を使用していく上ではそれなりに修繕料もかかるので、そういう対応が望ましいという考え方で今考えていますので、そのときに誘導区域、財源の関係もあつて対象地区、          を得ない部分もありますけれども、それは順次状況を見ながら考えていきたいと考えています。

(熊谷委員)

わかりました。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(議長)

これ、ちょっと名称の関係なのですが、新宮前団地ということになっております。これは決定の名称で、例えば仮称とかそういう部分、仮とかついていないから、これはもう決定でこういうような名称でいくものなのか、ちょっとそこをまず確認したいのですが。

(建設課長)

新宮前団地ということで行くということで、仮称はつけておりません。

(議長)

わかりました。

これは、貴意的な要素とか、そういう名称の部分では何か相談した経過はあるのでしょうか。こういう部分で。

(建設課長)

団地の名称については、基本的には担当課のほうで候補を決めながら、理事者にも意見を伺いながら決定しているという                    。

今回の新宮前団地については、団地の名称について実際、清水沢地区のワーキンググループという形の中でまちづくりのいろいろな検討をやっています。その中で、今、市の職員全体から名称について公募をした中で意見が多かった案を候補として、再度、建設課の中で投票もしくは理事者を含めた投票の中で一番多かった名称について採用したと、そういう流れになっており

ます。

(議長)

そういう経過での名称をつけたということはいいのですけれども、これ、今後の扱いとして、誤解を生じる[ ]部分ということになると、例えばこれ新宮前団地ということで、この宮前、今現在、町内会というものが既存で当然ある中で、何か新しいこういった部分の名称、新宮前的な要素になると、地域のコミュニティー的な要素が崩れていくのではないか。それだけでなく、今回いろいろな移転の中で宮前の方々はいろいろと複雑な心境がある方もいる。一方で、もちろん移行していかなければいけないということで、ある程度の同意をやられている方もいるのですけれども、そこにやはり地域そのものの、例えば宮前町内会、既存としてあるわけですから、この辺の名称との整合性を考えていくと、新しい何か、そういった新宮前というこの表現が、今後どういうふうな捉え方をしていくのかなという部分が少し気になったものなのですよ。そこで、その辺の名称のつけ方というのは、どういう経過があってこういうふうになったのかなって、今お尋ねをしたのです。

ですから、地域的な部分で少しでもそういう協議をしたものなのかどうかというところが1つポイントだったと思うのですけれども、今お聞きすると町内でのワーキンググループとかそういった部分で決定したということだから、この辺がちょっと今後こういう名称が、もちろんおもてにどんどん出ていくわけでしょうから、果たしてどんなものなのかなと、大きな誤解を受けてしまう部分も逆にあるのではないかなというふうな部分を感じたのです。その辺どんなふうを受けていたかなというふうに思いましてね。

(建設課長)

今回の新宮前団地という名称については、地域の方が一番宮前地区だということで、団地にその名前を残したほうが[ ]だろうと、そういう意見が多かったということで最終的に決定したということでございます。

既存の宮前団地がある中で新宮前団地、ある意味そういうちょっと似通っているのではという、そういう部分がございますけれども、その辺はきちっと分けて、うちとしては分けられるだろうという認識は持っていますけれども。

(議長)

いずれにしても、地域住民の方々のそういう要望が、こういう名称については逆に多かったということですね、今の話を聞くと。

(建設課長)

建設課のほうで、いろいろと名称についてどうしようかという話の中で、そういう意見を出してもらった中で。

(議長)

だから、それはどこで意見を。

(総務課長)

答弁調整よろしいですか。

(議長)

暫時休憩します。

午前 時 分 休憩

午前 時 分 再開

(大山委員長)

会議を再開いたします。

(建設課長)

議長おっしゃるとおり、地域の意見も聞きながら、今回の名称については地域におろした中で理解を得ながら進めていきたいと考えます。

(議長)

そのほうが、僕いいのではないかなと。これに反対しているとかではなくて、ただ、これ、いずれにしてもおもてに出ていくでしょうし、既にわかっている人はわかっているところがあって、誤解を生じる部分にはなっていくのかなと。ということで、地域性からも実はこの新宮前ってどういうことな話は間違いなく今までの既存の町内会、今も含めて運営されているわけですから、この辺との名称の部分でもやっぱり出てくると思うのですよね。その辺は少ししっかりと、それこそ地域の町内会とその辺きちんと協議されてはどうかと思います。よろしくお願いします。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで建設課を終わります。

#### 【保健福祉課】

1. 夕張市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について
2. 介護保険法の一部改正に伴う条例の制定について
3. その他

(大山委員長)

それでは、次に保健福祉課より報告を受けてまいります。

(保健福祉課長)

保健福祉課から2点ほど報告させていただきます。

まず1点目、夕張市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定についてご報告申し上げます。

この行動計画の策定につきましては、昨年10月6日に開催されました行政常任委員会におきまして報告しておりますが、今般、市民からの意見を伺うパブリックコメントを終了し策定することとなりましたので、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、皆様にご報告するものでございます。

今回作成いたしましたものは、皆様にご配付しておりますA4サイズの夕張市新型インフルエンザ等対策行動計画という41ページの冊子とA4サイズの1枚もので、その概要版でございます。

まず、冊子の内容につきましては、資料1の3、主な項目をごらんください。

大きく分けまして、総論と各段階における対策の2つに分かれております。総論におきましては、市の責務や行動計画の位置づけ、さらには基本方針などが記載されており、次の各段階における対策におきましては、時系列に未発生期から小康期までの5段階に分け、さらには格段階ごとに想定状況、実施体制、情報収集、情報提供・共有、予防・蔓延防止、医療等、市民生活・地域経済の安定の確保の主要7項目の内容について記載してございます。

また、4のとおり昨年10月に有識者として夕張市医師会の会長からご意見を伺い、さらには11月4日から12月3日までの1カ月間、パブリックコメントを実施いたしました。素案に対し特に意見はございませんでした。このことから、素案のとおり行動計画を策定するものでございます。

この計画の実施に当たりましては、法に基づき国や北海道との連携はもとより医療機関を初め警察や消防、学校などとの連携が不可欠であることから、各機関へ配付し周知を行うものでございます。

また、市民の皆様におきましては、2月の広報でお伝えいたしますが、市のホームページで閲覧できるほか、市保健福祉課において冊子をお渡しできるようにする予定でございます。

次に2点目、介護保険法の一部改正に伴う条例の制定についてご説明申し上げます。

去る平成25年6月7日の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整理に関する法律、いわゆる第3次地方分権一括法が成立し、平成26年4月1日に施行されたことに伴い介護保険法の一部が改正され、従来、厚生労働省令と国の定める基準で決められておりました指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び地域包括支援センター

の運営及び人員に関する基準が、今後につきましては市の条例に委任されたことにより、厚生労働省令等で定める基準に従い新たに条例を定めようとするものでございます。

新たに定める条例は 2 本ございます。夕張市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例。それと、夕張市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の 2 本でございます。

その概要につきましては、厚生労働省令等で定めた基準に従いまして、直接的に拘束される従うべき基準と地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許される参酌すべき基準とに分けられており、それぞれ条例において規定するものでございます。

まず、夕張市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についてでございますが、従うべき基準といたしまして、人員に関する基準のうち、従業者の員数及び管理者の基準。さらには、運営に関する基準のうち、提供拒否の禁止や秘密保持など 4 項目が該当するものでございます。

また、参酌すべき基準におきましては、総則、趣旨、基本方針であり、さらには運営に関する基準としてサービス提供困難時の対応、管理者の責務、記録の整備など 21 項目が該当し、効果的な支援の方法に関する基準として指定介護予防支援の基本的取り扱い方針など 3 項目。さらには、基準該当介護予防支援に関する事項が該当するものでございます。

次に、夕張市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例におきましては、従うべき基準として職員の人数、また参酌すべき基準として基本方針及び運営が該当するものでございます。

なお、これらの基準につきましては新たな基準ではなく、既に運用されている基準の根拠を省令等から市条例に委任されたものであり、対象となる介護予防支援事業所、すなわち夕張市地域包括支援センターは既にその基準を満たしており、かつ適正に運営されていることから、人員及び運営等において厚生労働省令などと異なる基準とすべき特段の事情等が認められないと判断し、厚生労働省令等などで示される基準をもって本市の基準とし、条例において規定を予定するものでございます。

なお、この施行におきましては、平成 27 年 4 月 1 日を予定するものでございます。

その他はございません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を行ってまいります。

(角田委員)

インフルエンザ等の対策法の計画の策定についてということで、今いろいろとこれから、これからといっても時期的にはもう取りまとまっていることとは思うのですが、いろいろと資料としてはこれだけの資料で [ ] というのはよくわかるのだけれども、インフルエンザにかかわらず感染症ということは、やはりそれぞれどういうことに気をつけなければいけないかということが明確でないという簡単に広まってしまうということがまず第一にあると思うのですね。だから、疑わしきは受診することが必要なのだけれども、どういう医療機関にかかれとか、あとは、もしそれに近い症状が出た場合はどういうことに気をつけましょうということが前面に出てこない、広がってしまってからでは遅いという観点からすると、そこら辺の注意喚起について明確に市民向けに何か情報を発することができるでしょうか。

(保健福祉課長)

今回策定いたしました新型インフルエンザということで、その行動計画、この根本的な性格の位置づけでございましてけれども、国で定めた対策の基本をしっかりと自治体が認識して、それに伴う自治体の考え方、これを理解を示した1つの計画ということで、まずご理解いただきたいと思っております。

ですから、具体的な対策については、そのケースそのケースごとに個々検討し、柔軟に対応していくことがまず必要であります。ただ、従来からインフルエンザ等感染症等につきましては、現在の療法等の中において保健所等の報告義務、こういうものがしっかり定められております。そういうものをしてしっかり自分たちが徹底して遵守していくことと、また、新たな事態、こういうものについては国からの情報等が速やかに国において情報伝達されるという、そういう流れのもとでこの計画がされております。ですから、自分たちの日常において、その感染症等広範になる可能性のあるものについては、逐次医療機関とも連携をとりながら、そういう情報につきましては現状、さらには国、道と協議しながら情報公開しながらしっかりと対応を考えていくところでございます。

(角田委員)

課長の説明は、行政的にはそれ通るのかもしれないけれども、注意喚起だとか本来そういうことのほうが優先でない。広まらないようにどうしようと言っているわけだから。インフルエンザにしるノロにしる、この間までいろいろサーズやらいろいろあったけれども、やっぱりそれぞれうつり方が違う

ということも含めて、そういうことをわかりやすく説明することがまず第一弾で、手続的なその連携とかそういうことについては、あくまでも行政的な仕事の役割だと思ふのね。実際は、市内の中でそういう少ない 1 万人足らずのまちといえども、特定の地域でそういうことが蔓延するということは、可能性としてあるわけですから、現に夕張はポリオだとかそういうことも含めて、ある種、特徴的なまちの 1 つに取り上げられた時期もあったわけですから、どうやって防ぐということをやはり新型インフルエンザにしる、いわゆる感染症について、やっぱり一般的に感染症についてはこういうことが大事だということの認識を持ってもらうことがまず第一の仕事ではないだろうか。その周知徹底、周知することが、まず予防の第一歩だし、感染者がいたとしても広めないという、本来の目的に返っていくのではないかだとか、そこもあわせて対策として、行動計画としてなければ、書面でありますというものではないような気がするので、そこら辺もこれから 2 月に向けて具体的に策定したという中では、メッセージもあわせて持っていないといけないのではないかと思うので、その辺の考え方はいかがでしょうか。

(保健福祉課長)

今まさに行動計画の中で言われている実発生時からの対応という内容になるかと思ひます。これは従来から感染症が発生する時期におきましては、市民に対して広報等で呼びかけるような形のものを行っておりますが、さらに今般この計画を作成するに当たり、今、委員のほうからご指摘がありました認知症からの感染症予防、これに対して新たに啓発を行っていきたいと思っております。

(大山委員長)

ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

#### 【産業課】

1. 「夕張温泉・夕鹿の湯」の改修工事について
2. その他

(大山委員長)

それでは、次に産業課より報告を受けてまいります。

(堀主幹)

それでは、産業課よりご説明させていただきます。

産業課からは、夕張温泉・夕鹿の湯改修工事についてであります。

夕張温泉・夕鹿の湯改修工事についてであります。1月7日に一般財団法人北海道夕張倶楽部から温浴施設の一部改修等についての協議の申し出がございました。その内容につきましては、資料1に基づきご説明いたします。

改修工事の内容につきましては、ボイラー設備等の更新と温浴施設、サウナ室の規模縮小を行うものであります。

改修工事を行う理由につきましては、温浴施設運営の継続を図るため、老朽化した機械設備を更新するものであります。また、電気料金の高騰などによる光熱水費等維持管理経費の削減を図り経営改善を行うものでございます。

工事期間は、平成27年2月9日から4月17日までの予定となっております。この間は臨時休業となります。

市といたしましては、設備の老朽化に対応していただくとともに、継続運営の意思を示していただきましたので、利用客に足して全員周知を行うことと条件を付し、申し出に対して承認をしたものであります。

以上でございます。

(大山委員長)

その他ございませんか。

(堀主幹)

ありません。

[報告に対する質疑]

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(角田委員)

今、夕鹿の湯で施設の改修、ボイラーということで聞いておりました。その中で、やはり一定程度を使ったもので改修するのはよくわかることだとは思いますが、これまでもあそこの温泉については経営的になかなか難しいというところから、経営者もいろいろ変わってきました。まして、今、燃料が少し下がってきたものの電気料も含めていろいろ経営的には厳しいのだろうなということも想定、想像ができます。

その中で、産業課でも何課になるのか、ちょっとこれは具体的に、役所が直接的にお金を出すことはできなくても、市民を利用することの意識をもう少し高めていかないと、要望したときにはやっぱり温泉が欲しいという強う要望の中で、その思いを受けてやっていただいたという経緯からすると、いざ今、開業して営業していく中では、民間ですからどうぞということ、何かそういう流れに見えて仕方がないのですよね。だから、熱意を持って要望

したことに對して、やはり行政も町内会も含めていろいろなところを活用しながらでも、あそこの施設を盛り上げましょうということも相まらないと、ただ単にあそこに営業していただいているということで、民間企業ですからみたいな感覚では、やはりこれから夕張の中で指定管理を受けてやっていかれる方々の玉数が、限度がある中では、やはり地域として指定管理を受けていただいた施設、企業については何とか協力してやっていきたいと思いますという空気が全く見えてこないのがやはり残念に思うし、やはり運営されている側は特に残念に思っていると思うのですよね。

だから、そこら辺も含めて、これは一株式会社という位置づけはあるけれども、指定管理を受けていただいているというということもやっぱり相まってどこかに見えてこない、利用する側と運営する側とやはりともに支え合うという感覚がないと長持ちしないというのが、これまでもそうだったからなおさらこそ、何としてもそういうところもこれから指定管理を受けてもらう企業とどう結びつけるかという一工夫が必要ではないかと思うのですけれども、これまでの協議の中でそんな話があれば教えてほしいし、これから考えの中であれば教えてほしいのですけれども。

(鈴木理事)

ただいまご指摘の点でございますが、本件のこの改修工事事態につきましては、そういったこれからも継続的にということを見ると、やっぱりもう少し今の入客集に合った形ということで、経費の節減ということで、そういうことで相談をさせていただいたところでございます。

それから、非常に大きなテーマということになるとは思いますけれども、角田委員ご指摘のところでございますが、庁内的には決して指定管理に全て丸投げというような意識は決してなくて、やはりこちらのほうもこれからも長く運営できるということにしていくにはどうすればいいかということは考えて、庁内でも話し合っているところでございます。

なかなか抜本的なところは難しいところもございますけれども、これからのことなのではっきりしたことは言えませんが、例えば平和運動公園とかで、ああいったところで運動を非常にさせていただいている方があると。また、地理的に近いということで、もう少しそういうところと連携できないものとか、そういったことを模索したりとか、そういったこれからそういった肝というところは、うちの公共施設、うちが持っているのは非常に大きいので、そういうところとの連携をすることによって利用客が多くできないとか、そういったことも今庁内で話し合っているところでございまして、問題意識としては非常にそんなに丸投げという気持ちはなく考えているところでございます。

今、本当に抜本的なことを具体的に、いつに何をしますということは非常に言えないのですけれども、おっしゃるとおりなかなかもう少し、正直、市民の方にそういった声があったという経緯があるので利用してほしいというふうに思っております。本当に、だからソフトでも候補のあるものは逆にご提案いただいて、本当に模索しているところなので、委員の皆様からもぜひ地域の皆様のお声だとか、そういったいいアイデアとか、また啓発だとか、そういったことをみんなでやっていきたいと思っております。

(高間委員)

今の関連なのですけれども、私たちもはたから見ても本当に気の毒だなという感じの、市外からは大型バスで日にちを決めてお客さんを送迎されているということもあります。

それで、いろいろな意味で、夕張も地域おこし協力隊というのを今回で4人になるのかな、そういう人たちをもう少し活用というか、目に見える活用というのをちょっと考えていただけたら、人数だけそろえればいいというのではなくて、やっぱりこの間テレビでも報道されていましたが、下川町とかというまちは、やっぱりそういう地域おこし協力隊という人たちの力というのは大きなものがあって、全国的にそういう目を見張るものが発揮されているのだなというふうに思うのですよね。だから、地域おこし協力隊に全部丸投げではなくて、その人たちができることを我々も行政もアドバイスしながら、またその企業の要望を聞きながらというか、何かもう少し、この企業にこの人一人充てたから、それはそれだけというのではなくて、もっとこの4人が、4人というか何人になるかわからないけれども、地域おこし協力隊が輪になって、夕張のまちおこしのためにどう力を出していただけるかということも考えていかなければいけないかなというふうには思っております。いかがでしょうか。

(鈴木理事)

地域おこし協力隊の活用についてという質問というふうに捉えてよろしいですか。夕鹿の湯ということなのか、ちょっとあれなのですけれども。

地域おこし協力隊の活用ということにつきましてはそれぞれ、例えば観光とか農業政策だとか、また今回の石炭博物館だとか、または廃校活用の連携というふうに、それぞれのテーマということで来ていただいているということですが、地域おこし協力隊のそれぞれの中の、大体狭いまちなのでかぶるところも非常にあるので、その辺のところは地域おこし協力隊の中の個別の力もございませぬけれども、基本的に今来ていただいている方というのは、それぞれ連絡を取り合いながらそれぞれの事業を進めているというふうに認識しておりますので、あと具体的に地域おこし協力隊、こうしたら

いいのではないかという具体的な案がございましたら、ぜひお寄せいただきたいと思ってございます。

(熊谷委員)

夕鹿の湯の話です。温浴施設、サウナ室の規模縮小というふうに書いてあります。今現在の露天風呂は閉鎖していると思うのですが、今やっている、今回の温浴施設、サウナ室の規模縮小というのは、どの程度の縮小になるのでしょうか。そういったことは、まだ決まっていないのですか。

(堀主幹)

夕鹿の湯さんから図面は示されているのですが、イメージ的にはサウナ室ですと、今ある規模の3分の2程度になるというふうには図面で読み取れるのですが、あと洗い場が半分くらいになるというような、シャワーがついているところが半分くらいになるというようなイメージで聞いております。

(熊谷委員)

こういう経費節減というのは、非常に大変な折だと思うのでわかるのですが、そういうことがまたマイナス要因になっていくということも逆にあるのかなというの、ちょっと心配されるころだと思えます。

私は、利用してちょっと思ったのが、洗い場とか浴槽の周りの、相当建ててから年数もたってきていますから、ちょっと清潔感というのでしょうかね、決して不潔だとかということではないのですが、洗うところがびかびかしていないとか、そういったことが若干あるかなという気はするのですよね。

もう1つは、やっぱり先ほども出ていましたけれども、ほかの地域からの集客をして、ごっそり連れていかれてしまうと、そういうところに太刀打ちできるような、そういう具体的な対策がとられていないかなという感じはしますよね。

例えば、ユンニの湯なんかに行かれる方の話を聞くと、あそこに行く回数券があったり、抽せん会があったり、地元の野菜が買えたりという、そういう楽しみがあると、そんなふうなことも利用されている方は聞いています。そういういろいろな楽しめるような、そういう企画を例えば市民から募集してみるとか、そういう改善策を市として募集してみるというのはどうでしょうね。少しでも市民の意見を取り入れて、そしてみんなで盛り上げていくというような機運づくりにはなるのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

(鈴木理事)

ちょっと指定管理で、実際に経営されている方がいらっしゃいますので、やりますと明言はできませんが、行政的というか、私的というか、私的で

はだめですね、今のような実際やっぱり市民の方が来ていただくということが大きな課題となっているので、おもしろいご指摘だと思います。今のご提案、ですから指定管理の方とも相談しなければいけないので、ちょっとこういう意見もあったよということで相談してみたいと思います。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで産業課を終わります。

お諮りいたします。

ここで、昼食休憩をとって、まちづくり企画室、1時から再開したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、休憩に入ります。

午前 1 1 時 5 1 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

(大山委員長)

それでは、会議を再開いたします。

#### 【まちづくり企画室】

1. 平成 26 年度「幸福の黄色いハンカチ基金」第 3 四半期の実績について
2. 平成 27 年度「幸福の黄色いハンカチ基金助成事業」上期の募集について
3. 第 30 回地域再生計画の策定について
4. その他

(大山委員長)

まちづくり企画室より報告を受けてまいります。

(まちづくり企画室長)

それでは、まちづくり企画室より 3 点ご報告申し上げます。

報告事項の 1 項目と 2 項目めにつきましては、押野見主幹よりご報告申し上げます。

(押野見主幹)

それでは、報告事項 1 番目、平成 26 年度「幸福の黄色いハンカチ基金」第 3 四半期の実績についてでございます。

資料 1 をごらんください。

平成 26 年度第 3 四半期、平成 26 年 10 月から 12 月までの 3 カ月間の実績

でございます。

分野ごとの寄附件数については表に記載のとおりでございます。3カ月間の合計寄附件数は810件、寄附合計額は3,225万9,875円となっております。前年、平成25年度、同じ第3四半期の金額は1,597万3,130円となっており、おおむね2倍強という寄附のあったところでございます。

2番目、地域別寄附者数でございますが、夕張市内3件、北海道内の他市町村から58件、北海道外から596件、合計658件の寄附件数となっております。

3番目、寄附の状況でございます。平成26年度の4月1日から12月31日までの寄附件数は2,823件、寄附金額にしまして8,240万6,811円となっております。平成26年度から開始いたしました特産品の送付についてでございますが、6月末までにご寄附された方に対して特産品を送付した件数が1,782件となっております。

4番目、寄附の累計でございます。平成19年4月からふるさと納税ということで、この寄附の受け付けをしておりますが、累計寄附件数は5,373件、寄附金額の累計額が3億6,116万8,752円となっております。平成19年から平成26年まで取り崩しで行っており、今現在1億8,421万7,184円の残となっております。

続きまして、資料2をごらんください。

平成27年度「幸福の黄色いハンカチ基金助成事業」上期の募集についてでございます。

募集期間は平成27年2月2日から27日まででございます。助成上限は、1事業当たり20万円、周知につきましては2月広報及び市のホームページにおいて周知することとなっております。

以上でございます。

(まちづくり企画室長)

それでは項目3番目、第30回地域再生計画の認定についてご報告申し上げます。

資料3-1をごらんください。

先週の1月22日、既にテレビや新聞報道でご承知かと思われませんが、地域再生法という法律に基づく本市の地域再生計画というものについて、内閣総理大臣の認定が行われたところでございます。

具体的に認定を受けた地域再生計画の内容につきましては、下記の概要に記載しているとおりでございますが、昨年5月、政府から認定を受けました地域活性化モデルケースの内容を踏襲するものでございまして、この認定の効果としましては、これまでモデルケースは任意の政府の取り組みというもので法的な裏づけがなかったものでございますが、今回初めて法律上の計画

として正式に認定を受けたということで、この結果、各種財政支援措置ですとか、そういったものが期待されるものでございます。

項目 1 番をごらんください。地域再生計画の概要でございますが、計画期間については、モデルケースが当面 5 カ年の計画としておりましたが、本計画ではもう少し長目の期間を設定いたしまして約 10 年計画期間を設定しているところでございます。

計画の概要につきましては、本市が目指すコンパクトシティの構築に向けた取り組みと地域活性化のツールとして期待される C B M の開発の二本柱となっているところでございます。今回、特に C B M 開発につきましては産学官の連携をもとに、C B M の試掘の資源量調査だけではなくて、本市が目指す地域エネルギーの地産地消の事業についても連携した形で夕張再生エネルギーイノベーショントライアル調査事業と位置づけた上で早期実現を目指すという方針の認定を受けたところでございます。こちらの具体的な事業内容については、お配りの資料の一番最終ページでございますが、C B M の地産地消のイメージと書かれている横表の [ ] でございますが、こちらは地域活性化モデルケースの募集において使った資料でもございますが、トライアル事業はこれをコンパクトな形で市民の皆様にもより見えるような形で、本市が目指すエネルギーの地産地消の実証事業を進めようとするものでございます。

現段階におきましては、関係事業者ですとか、まだ正式には決定しておりませんので、水面下の調整を行っているところでございますので、具体的な企業の名称等については、現段階では差し控えさせていただきたいと思っております。

資料 3-1 にお戻りください。

項目 2 番でございます。C B M 開発に向けた当面の取り組みということで、今回の認定を受けた上での今後の取り組み予定でございますが、まず年度内を目途に市民の皆様、地元企業の皆様方などを対象とした説明会というものを一度実施したいと考えております。具体的な日程については現在調整中でございますが、3 月中の開催を目標として準備を進めさせていただきたいと考えております。

また、平成 27 年中には、今回、夕張再生エネルギーイノベーショントライアル調査事業と位置づけられた事業の具体的な事業者なりを確定させた上で、何とか早期の事業の実施に向けた調整というものを進めてまいりたいと考えておりますので、ある程度固まった時点で随時皆様にご報告を申し上げたいと考えております。

項目 3 番については以上でございます。その他はございません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(角田委員)

それでは、幸福の黄色いハンカチの事務状況の報告に基づいて確認させていただきたいと思います。

本年度からメロン、特産品をとということで、地域的な活性化を含めて取り組みが行われたところだと思います。約倍近いということで、成果もあったというふうにこの数字からは見とれるのですが、実際はメロンは仕入れることになるし、送料も含めて料金がかかるということもあわせて、その中で出てきた数字は、あくまでも寄附として出てきた数字が掲載されていると思うのですよね。その中で、純然たる寄附、いわゆる費用のかからない今までどおりハンカチ基金のように物の費用対効果のないものの寄附と、実際はメロンを主たる目的でされた方の色分けがここには数字的にはないということになるのですけれども、その辺の数字は出てくるのでしょうか。

(押野見主幹)

角田委員のご質問にお答えいたします。

平成 26 年 4 月から 6 月までの 3 カ月間で、今年度の、26 年度メロンの送付の対象となりましたが、メロンの受付件数でいきますと 4 月から 6 月までで総寄附件数が 1,806 件、そのうちメロン対象となる件数につきましては 1,782 件となっております。これにかかる経費でございますが、農協さんと契約させていただきまして、1 件当たり 3,000 円ということになっております。申しわけございません、電卓がなくて合計が出せないのですけれども、がかかる経費となっておりますので、3,658 万 9,000 円のうち 1,782 件掛ける 3,000 円が特産品にかかる経費ということになっております。

以上です。

(まちづくり企画室長)

今、押野見主幹の発言の補足でございますが、全体イメージで申し上げると、個人の方が夕張市に対して寄附をされた方、ほぼ 99%メロンの送付を希望しているという状況でございます。一方で、経費に着目すると、全体額に占めるメロンの送付ですとかメロンの購入に係る経費、割合をざっと出すと 10%が経費に回っているということでございますので、今の 8,500 万円からすると 850 万円程度がメロンの特産品の今回の経費として支出をされているという状況でございます。

(角田委員)

地域の活性化について、いいアイデアだと思うし、ただその中身について

どうなのかなという疑問もあったところで、10%ということであれば、さらにいろいろな意味合いで農協さんの協力も得ながら推進してもらいたいというふうになっていくのだらうと思います。それも含めて、やはり、やった、やったという中では数字だけで見とれないもの、ふえました、ふえまただけでは、じゃ、どれだけ掛けてふえたのということがわからないと、やはり信頼に結びつかないと思うので、今、雑駁ではあるけれども10%程度の経費、費用がかかっているということで、そういうこともよく周知することも必要なかなと思いますので、よろしくをお願いします。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、これでまちづくり企画室を終わります。

#### 【財務課】

1. 平成 26 年度特別交付税について
2. 平成 27 年度確定申告相談について
3. その他

(大山委員長)

それでは、次に財務課より報告を受けてまいります。

(財務課長)

本日、財務課から報告案件につきましては2件でございます。

まず、26年度の特別交付税の12月交付分でございます。それと、2点目につきましては27年の確定申告相談、これにつきまして報告をさせていただきます。

初めに、1番目の特交でございます。資料1をごらんください。

交付決定年月日、26年12月9日、交付年月日が平成26年の12月10日でありました。額でありますけれども、交付額が3億9,490万4,000円でございます。

次に、前年度との比較でございますけれども、資料にありますとおり25年度4億2,061万4,000円に対して、今回3億9,490万4,000円で、差し引き2,571万円の減と、率で申しますと6.1%というふうになっております。

最後に、この減の主な要因でございますが、これは再生振替特例債の元金償還に伴います利子の減ということで2,000万円余りというふうになっております。

以上で、特交については終わらせていただきます。

次に2番目、確定申告につきまして、担当課長より説明いたします。

(税務担当課長)

平成27年の確定申告相談についてでございますが、お手元に配付させていただいております資料2にお示ししておりますとおり、来月であります、2月16日から3月16日までの21日間、相談窓口を開設いたします。

主な内容ですが、昨年とほぼ同様でございます、会場は市役所2階と市民研修センターの2階としまして、混雑緩和のため地区指定を一応行っております。日中の来場が困難な方のために、3月5日、南支所、3月10日は市役所で夜7時までの夜間相談窓口を開設いたします。

また、申告期間中には多数の市民が来場されることから、申告の必要のない方は受け付けの段階で判断するなど、待ち時間の短縮を図る工夫を行いながら市民への適切な対応に努めてまいりたいと考えてございます。

また、本件に関する周知につきましては、2月の広報、市のホームページ、公式ツイッター等で周知を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

[報告に対する質疑]

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、これで財務課を終わります。

**【総務課（選挙管理委員会）】**

1. 第47回衆議院議員総選挙について

2. その他

(大山委員長)

それでは、次に総務課より報告を受けてまいります。

(総務課長)

総務課といいますか、選挙管理委員会事務局からの報告ということになります。

昨年の12月14日に執行されました第47回衆議院議員総選挙、それと同時に行われました第23回最高裁判所裁判官国民審査、この結果について報告しようとするものでございます。

お配りをしております資料 1 ページをお開きください。

投票結果に関する調べということで、選挙当日の有権者数、投票者数、そして投票率というものを記載してございます。前回の 2 年前の 12 月にも解散総選挙がございまして、それとの比較においては小選挙区、比例代表選挙区ともに前回よりは 3 ポイントほど投票率が落ちているという結果でございます。

なお、国民審査の投票率が、小選挙区、比例代表と大幅に異なっております。これは、小選挙区、比例代表選挙ともに選挙の公示日が当然あるわけですけれども、国民審査の場合はこの公示日の何日か後の公示ということになってございまして、その間、国民審査の公示が行われるまでの間に期日前投票が済んでいる方は入場券をお返しして、国民審査の公示がなればこの入場券をお持ちして、再度、投票してくださいという対応をしていたのですが、ほとんどの方がこの間、期日前投票をした方は国民審査の投票をしていないという結果というふうに分析してございます。

この投票状況に関する調べは、2 ページ以降、小選挙区、比例代表選挙、そして国民審査各投票所ごとの投票率等について記載をしているところでございます。

続いて、5 ページをお開きください。

次に、開票結果に関する調べでございますが、これも記載のとおり小選挙区選出議員選挙、比例代表選出議員選挙、6 ページにおいては国民審査の結果をそれぞれ記載しておりますので、ご一読いただければというふうに思います。

なお、7 ページ以降は、無効投票の内訳について記載をしたものでございます。

以上で報告を終わります。その他はございません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで総務課を終わります。

以上で、本日予定しておりました案件は全て終了いたしましたので、行政常任委員会を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 行政常任委員会

委 員 長

---